

議案第 1 1 号

川崎市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

川崎市障害者施策推進協議会条例（昭和 4 6 年川崎市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市障害者施策審議会条例

第 1 条中「第 3 4 条第 3 項」を「第 3 6 条第 3 項」に、「川崎市障害者施策推進協議会」を「川崎市障害者施策審議会」に、「協議会」を「審議会」に、「、運営その他」を「及び運営に関し」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分を次のように改める。

審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

第 2 条第 1 号中「関すること」を「関し意見を述べること」に改め、同条第 3 号中「に關すること」を「を調査審議すること」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「に關すること」を「を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定又は変更に関し意見を述べること。

第3条第1項中「協議会」を「審議会」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項第3号中「福祉」を「自立及び社会参加」に改める。

第5条から第9条までの規定中「協議会」を「審議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において改正前の条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された川崎市障害者施策推進協議会の委員である者の任期は、同条例第4条の規定にかかわらず、その日に満了する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者基本法の一部改正に伴い、障害者施策推進協議会を障害者施策審議会に改組し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。